

令和7年11月5日

保護者各位

西東京市教育委員会
西東京市立上向台小学校

令和7年度西東京市立小・中学校の「治癒証明書」の取扱いの変更について

日頃から、学校保健事業に対する御理解・御協力をいただきありがとうございます。

令和7年度からの小・中学校での「治癒証明書」の取扱いについて、下記のとおり変更しております。御理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

※市外医療機関を受診する場合には、学校へ御相談ください。

記

1 これまでの「治癒証明書」の運用について

西東京市では、学校保健安全法に規定がある学校感染症(新型コロナウイルス感染症を除く)に罹患した際には、感染拡大防止を目的として、医師が発行する「治癒証明書」を学校に提出することにより出席停止の解除を行っておりました。

2 インフルエンザの取扱いについて（「療養証明書」の提出が必要）

インフルエンザについては、これまでの「治癒証明書」を廃止し、「療養証明書」に変更されました。「療養証明書」は、インフルエンザ診断時に証明をいただくものとなりますので、これまでのよう治癒を確認するための通院は不要となります。

また、「療養証明書」の発行については保護者様の費用負担はありません。「療養証明書」の様式は西東京市内各医療機関に配布しております。また、市のホームページにも掲載しております。

https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kosodate/syo_tyugakko/ryouyousyoumeisyo.html

「療養証明書」の「保護者記入」に必要事項を記載の上、学校に提出することにより出席停止が解除となります。

3 新型コロナウイルス感染症の取扱いについて（「療養証明書」の提出が必要）

新型コロナウイルス感染症については、これまで「治癒証明書」は不要としておりましたが、インフルエンザと同様、「療養証明書」を提出することとします。「療養証明書」の様式は、インフルエンザと併用となります。

https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kosodate/syo_tyugakko/ryouyousyoumeisyo.html

4 その他の学校感染症について（「治癒証明書」の提出が必要）

学校保健安全法に規定があるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く学校感染症（プール熱、みずぼうそう、おたふくかぜ、手足口病、ヘルパンギーナ等）については、これまでと同様、「治癒証明書」の提出が必要となります。

<https://www.nishitokyo.ed.jp/e-kamimukoudai/life/oshirase/e-kmukoucr20150311.html>

お問い合わせ先

西東京市教育委員会学務課保健給食係
042-420-2825（直通）